

ご利用にあたってのご説明

1. 医療対応

医師、看護師はいませんので、インスリン注射、胃ろう、たん吸引等は出来ません（病院送迎の透析通院は可）。内科主治医が月2回往診する以外に訪問歯科が毎週あります。風邪、腹痛等軽微の場合は事業所（=さつき、以下同）で受診対応します。透析の通院は病院の送迎車輛をお願いしています。

2. 健康管理

血圧・体温・脈拍の測定、状態観察、服薬管理、主治医への上申、医療機関への申し送り等の他に、主治医の指示により血液検査、インフルエンザの予防接種等を医院にて実施します。

3. ターミナルケア（終末期ケア・看取り）

終末期に特別の対応を望まれたときに、ご利用者様、ご家族様と主治医、事業所で話し合いの上、その後の方針を決めていくこととなりますが、事業所の医療対応が家庭的なレベルに限定されますので、原則として医療機関への転院をお勧めしています。【ターミナルケアとは治療を継続してもそれ以上の回復を見込めない終末期の方に対して行われるケアのことで、延命ではなく身体的・精神的苦痛を軽減することに主眼が置かれます】

4. 入院時の居室の取り扱い

原則として1ヶ月お部屋をお取りしておきます（居室代、光熱費ご負担）。退院後、事業所での生活が可能な場合は引き続きご入居いただけます。

5. 寝たきり、車椅子になったとき

寝たきりの場合は急変処置ができませんので対応可能な施設への転所をお願いしています。車椅子の場合は事業所のスペースで生活できない時は同様に転所をお願いしています。

6. 認知症がひどくなったとき

他利用者様へ迷惑がかかる場合、また自傷他害、離所、施設備品を破損・汚染する等の場合は専門医療機関への転院をお願いしています。

7. 救急搬送の付き添い

ご家族が間に合わないときは事業所管理者が救急車に同乗します。ご家族は連絡を受け次第、至急病院へ駆けつけて下さい。

8. 居室での事故

スタッフは2時間毎に居室を巡視しますが、スタッフのいないときの居室内での怪我、転倒、急変等については責任を負いかねます。

9. 介護賠償保険

スタッフの不注意による共用スペースでの事故については、事業所で加入している日本生命保険の介護賠償保険にて対応します。

10. 食物制限（塩分、アレルギー等）、形態（きざみ、軟飯、かゆ等）

調理の関係上すべてには対応できませんので、個々のケースについてはご相談下さい。

11. 個人情報の提供

受診や入院、介護認定等に際して個人情報を関係機関に提供する場合があります。

12. ケアプラン

半年、および認定継続ごとに更新しますので、内容について承諾をお願いします。

13. 医療機関への紹介

受診、入院等の際は主治医から紹介状を発行します。

14. 介護記録の閲覧

閲覧を希望される場合はいつでもお申し出ください。

以上